

平成28年8月10日
総務省沖縄行政評価事務所

国道等の維持管理に関する行政評価・監視 ＜調査結果に基づく改善意見の通知＞

総務省沖縄行政評価事務所（所長：高江洲辰也）では、平成28年4月から同年7月にかけて、内閣府沖縄総合事務局が管理する直轄国道のより一層の安全性及び利便性を確保する観点から、同局が管理する国道6路線（道路延長約284km）を対象とし、当事務所職員が徒歩及び車両により、維持管理状況を調査しました。

その調査結果を踏まえ、平成28年8月10日に、沖縄総合事務局に対して必要な措置を講ずるよう改善意見を通知しましたので、その概要を公表します。



【照会先】

総務省 沖縄行政評価事務所 評価監視官

担当：小川、友利

電話：098-866-0159

FAX：098-866-0146

Eメール：okn12@soumu.go.jp

調査結果の概要

調査の背景

- ・ モノレール以外に鉄軌道が無い沖縄県において、道路は、経済・産業活動や社会を支える重要な基盤。中でも、国道は、幹線道路網を構成し、中心的な役割(沖縄総合事務局が管理する直轄国道は約284km)
 - ・ 道路管理者は、道路法(昭和27年法律第180号)に基づき、道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされている。
 - ・ 沖縄県の入域観光客数は、平成27年度に約793万人と過去最高を記録。近年、沖縄県では外国人観光客を含めた観光客数・レンタカー利用者も増加
 - ・ 行政相談にも、国道の適切な維持管理に関する申し出あり
- ⇒ 国道利用者が安全かつ快適に利用するために、道路、道路標識等の附属物の適切な維持管理は重要
- ⇒ 沖縄総合事務局が管理する直轄国道の維持管理の実施状況を調査

調査の概要

- 調査実施時期:平成28年4月～7月
- 調査対象機関:沖縄総合事務局
- 主な調査事項
 - 1 歩道等の安全及び利便の確保
 - 2 道路標識の維持管理

沖縄総合事務局における道路巡回及び歩道巡回(道路等巡回)業務の実施状況を調査するとともに、当事務所において、県内の直轄国道を徒歩及び車両により調査

所見表示事項の要旨

- ・ 道路等巡回は、利用者、特に高齢者や障害者等の視点に立った具体的な点検項目を設定するなどして、これを活用した点検を行うこと
- ・ 道路標識については、「表示の薄れ」等の標識の視認性についての改善すべき事例の事例集を作成するなどにより、的確な点検・補修を実施すること
- ・ 今回、当事務所が指摘した事例については、計画的にその対策を行うこと

1 歩道等の安全及び利便の確保

制度・仕組み

- 直轄国道の維持管理は、沖縄総合事務局の出先機関の国道事務所が実施
- 維持管理のための道路等巡回は、国道事務所が作成した巡回要領等に基づき、主に民間への外部委託により実施
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)により、移動等円滑化(バリアフリー化)基準は、全ての道路に対して適合の努力義務あり

調査結果

- ① 732か所において改善を要すべき状況あり(うち221か所は既に改善済み)
 - ・ 視覚障害者誘導用ブロック 379か所(ブロックの途切れ、県・市町村道と未接続、誘導内容誤り、障害物に近接して設置など)
 - ・ 横断歩道橋 30か所(階段の踊り場に視覚障害者誘導用ブロック未設置、手すり未設置、一部の腐食など)
 - ・ 防護柵 7か所(未設置、破損など)
 - ・ 視線誘導標 135か所、地点標 142か所(毀損、雑草繁茂で視認困難など)
- ② 国道事務所における道路等巡回の点検項目は、既存施設の損壊等が中心で、高齢者や障害者等の視点に立った具体的な項目が無い。このため、巡回員による視覚障害者誘導用ブロックや横断歩道橋の点検について、高齢者や障害者等の視点が十分に考慮されていない。また、視線誘導標(縁石鋸)など、点検の充実を図ることが必要な施設あり
- ③ 身体障害者団体から道路に特化した意見交換の場の設定要望

所見表示事項

沖縄総合事務局は、直轄国道の的確な維持管理を行い、もって道路利用者のより一層の安全及び利便の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 道路等巡回の実施に当たっては、道路利用者、特に高齢者や障害者等の視点に立った具体的な点検項目を設定したチェックリスト等を策定するなどして、これを活用した点検を行うとともに、視線誘導標(縁石鋸)や地点標(百メートル標)等に係る点検を的確に実施すること。
 - ② 今回、当事務所が指摘した事例については、計画的にその対策を行うこととし、特に、歩行者の安全が十分確保されていないものについては、速やかに必要な措置を講ずること。
 - ③ 国道の改築等に当たっては、移動等円滑化基準に適合させるための必要な措置が講じられるよう、身体障害者団体等の意見・要望を取り入れる方策等を検討すること。
- また、今後、視覚障害者誘導用ブロックの設置に当たっては、道路管理者が異なる道路においても、地方公共団体等との協議を実施するなどして、その連続性が確保されるよう努めること。

2 道路標識の維持管理

制度・仕組み

- 道路法及び「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号)に基づき、道路管理者は、必要な場所に、道路標識(案内標識及び警戒標識)を設置
- 「道路標識設置基準」(昭和61年11月1日都街発第32号、道企発第50号)では、道路管理者による、道路標識設置後の維持管理の十分な実施、巡回点検、異常を認めた場合の速やかな補修の実施を規定

調査結果

- ① 62か所において改善を要すべき状況あり(うち25か所は既に改善済み)
 - ・ **案内標識** 44か所(必要な場所に未設置、掲示板が汚損・薄れ・樹木で視認困難、距離表示間違い、補助標識の毀損・欠落など)
 - ・ **警戒標識** 18か所(必要な場所に未設置、掲示板が汚損・薄れ・樹木で視認困難、補助標識の毀損など)
- ② 国道事務所による道路標識に係る点検では、「表示の薄れ」に係る補修の要否の判断が難しいこと等のため、長期間改善されないまま置かれる例あり。また、長期間改善されない事例については、巡回日誌等により把握されているが、組織的な管理が十分とはいえない。巡回員の点検は既存施設の損壊等が中心で、案内標識の表示の誤り等が把握されていない。

所見表示事項

沖縄総合事務局は、運転者等の安全及び利便をより一層確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 道路等巡回における道路標識の状態等の確認に当たっては、「表示の薄れ」等による道路標識の視認性についての改善を図るべき事例の事例集を作成するなどにより、的確な点検・補修を実施するとともに、道路等巡回で「要観察」と判断された道路標識については、継続的に補修の要否を確認できるよう、一覧表を作成するなどして情報を共有し組織的に管理を行うこと。
- ② 案内標識に係る表示の誤りや標識間の整合性等表示内容に係る点検については、例えば定期的に点検を行うなど、点検方法に係る必要な措置を検討すること。
- ③ 今回、当事務所が指摘した道路標識に係る事例については、計画的にその対策を行うこととし、特に、案内標識及び警戒標識の設置の必要性を指摘した事例については、当該標識の設置について速やかに検討すること。

(参考)用語の解説

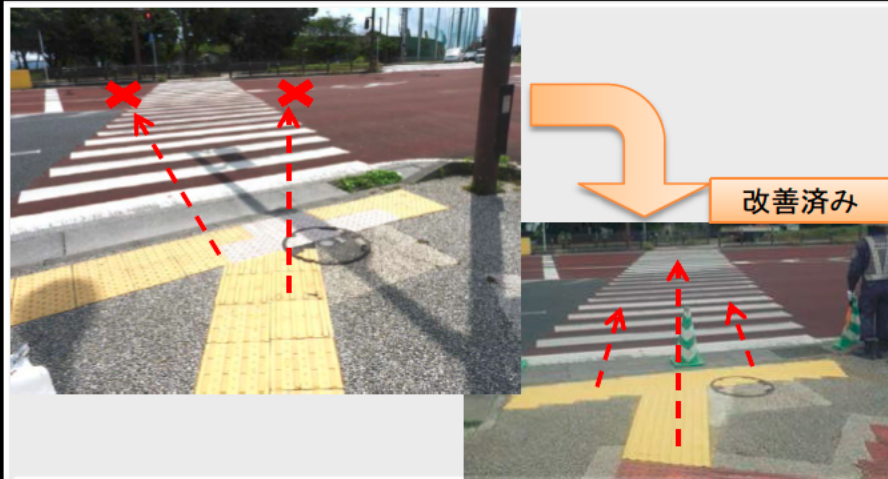
用 語	解 説
移動等円滑化基準	国土交通省が「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき定めた「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成18年12月国土交通省令第116号)をいう。移動円滑化(バリアフリー)のために必要な道路の構造に関する基準を定めているものであり、高齢者、障害者等をはじめ全ての利用者のニーズに合ったより質の高い歩行空間の形成を求めている。また、本基準は、全ての道路に対して適合の努力義務が課されている。
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。「線状ブロック」(並行する線状の突起をその表面に付けたブロック)で移動方向を、「点状ブロック」(点状の突起をその表面に付けたブロック)で段差の存在等の警告又は注意を喚起する位置を示す。
防護柵	進行方向を誤った車両や歩行者等が路外などへ逸脱するのを防止し、これによる被害、損害などの発生を防止、軽減するために設置される。その用途から、車両用防護柵と歩行者自転車用柵に分類される。
視線誘導標	車道の側方に沿って道路線形等を明示し、運転者の視線誘導を行うために設置する施設。設置場所は、左側路側を原則とし、必要に応じて中央分離帯及び右側路側等にも設置する。
地点標	道路管理者が道路の管理を行う際に必要な施設であり、道路利用者に対しては、現在位置、目的地までの距離、走行方向の確認等の情報を提供する。原則として、道路の上り線及び下り線の左側路端に設置され、路線番号、起点名及び起点からの距離に関する情報等を表示する。
案内標識	道路標識のうち、目的地・通過地の方向、距離や道路上の位置を示すものであり、道路管理者が設置する。
警戒標識	道路標識のうち、道路上で警戒すべきことや危険を知らせ、注意深い運転を促すため設置するものであり、道路管理者が設置する。

(注)「道路構造令の解説と運用」(公益社団法人 日本道路協会)、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(財団法人 国土技術研究センター)等に基づき、当事務所が作成した。

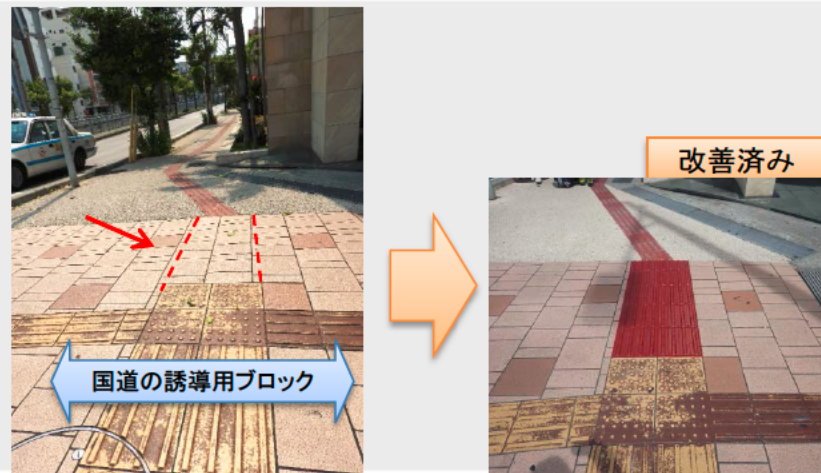
当事務所で指摘した主な事例①（歩道等の安全及び利便の確保）

視覚障害者誘導用ブロック

【誘導方向に問題】 横断歩道の方向と、線状ブロックの方向が一致していない上、点状ブロックも横断歩道の向きと一致せず車道向きに設置されており、車道方向に誘導するおそれがある。



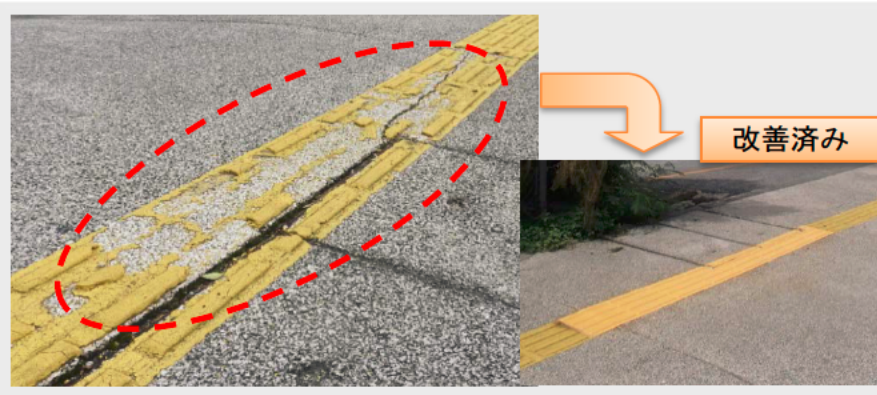
【県・市町村道と未接続】 国道に設置されている誘導用ブロックと、当該国道と接続する県・市町村道に設置されているブロックがつながっていない。



【途切れ】 視覚障害者誘導用ブロックが、20～30mにわたり、工事で途切れたままとなっており、視覚障害者が混乱、又は車道に進入するおそれがある。



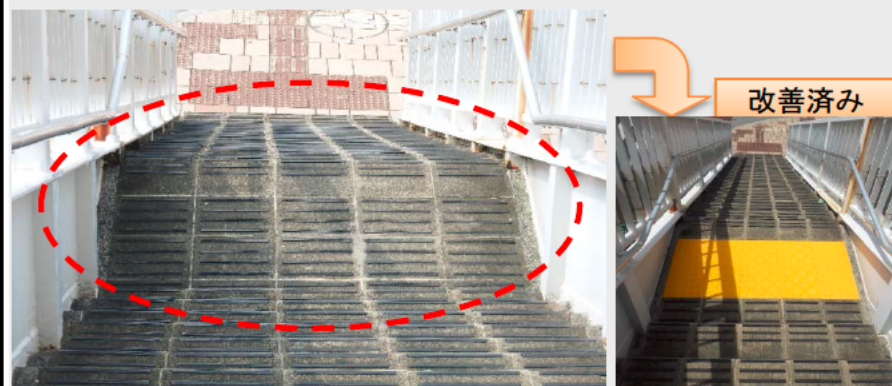
【破損】 視覚障害者誘導用ブロックが複数破損しており、視覚障害者が混乱するおそれがある。



当事務所で指摘した主な事例②（歩道等の安全及び利便の確保）

横断歩道橋

【未設置】 階段の踊り場などに注意喚起のための点状ブロックが設置されていないため、視覚障害者が誤って転落するおそれがある。

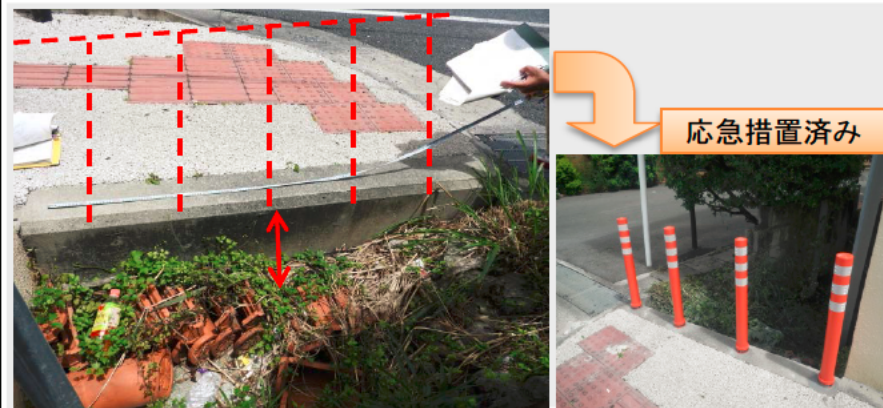


【破損】 踏み板等に腐食により多数の穴が空いている。



防護柵

【未設置】 防護柵が設置されていないため、歩行者が転落するおそれがある（長さ約195cm、深さ約35cm）。



【破損】 防護柵の上段すりすり部分が錆びて金属片がむき出しとなり、歩行者が触れて怪我をするおそれがある。



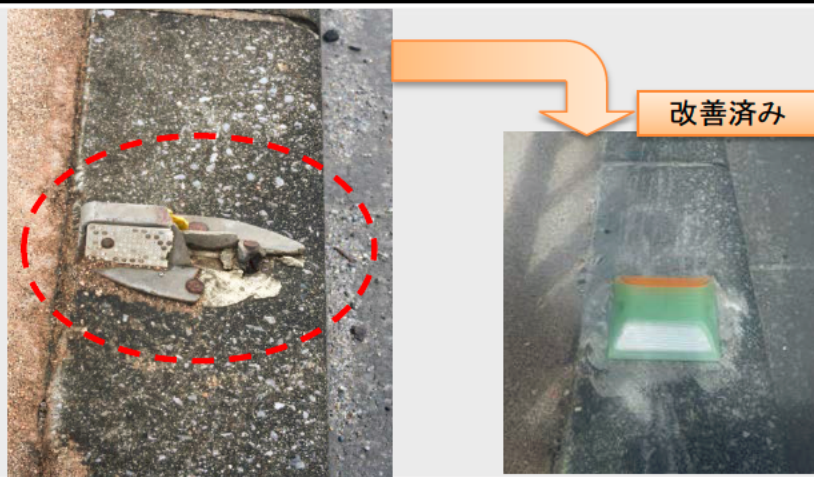
当事務所で指摘した主な事例③（歩道等の安全及び利便の確保）

視線誘導標

【毀損】 中央分離帯に設置されている視線誘導標が、毀損等により、機能が損なわれている。

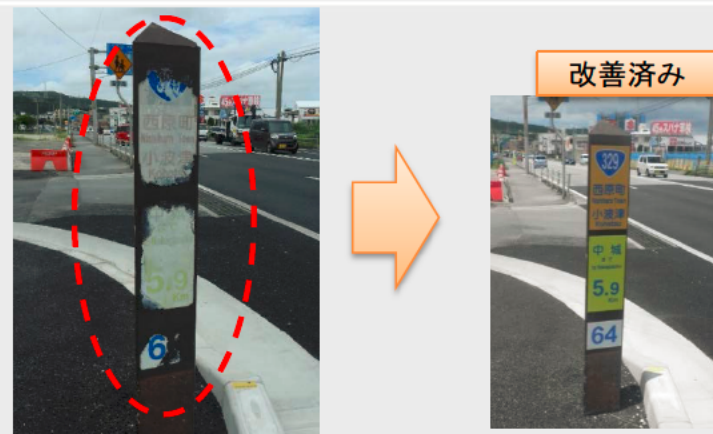


【毀損】 縁石に設置されている複数の誘導標（縁石鉤）が、毀損・脱落し、車両への注意喚起ができていない状態となっている。

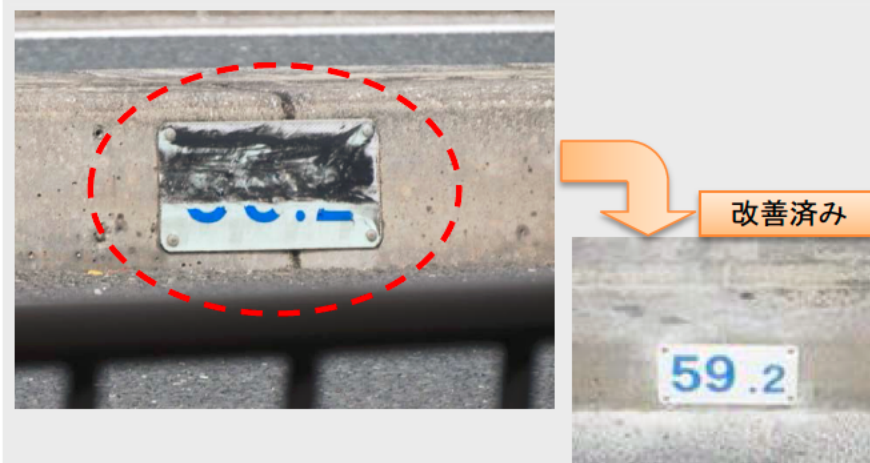


地点標

【毀損】 地点標（キロメートル標）が、毀損等により、機能が損なわれている。



【毀損】 縁石に設置されている地点標（百メートル標）が毀損し、速やかに位置を把握できない状態となっている。

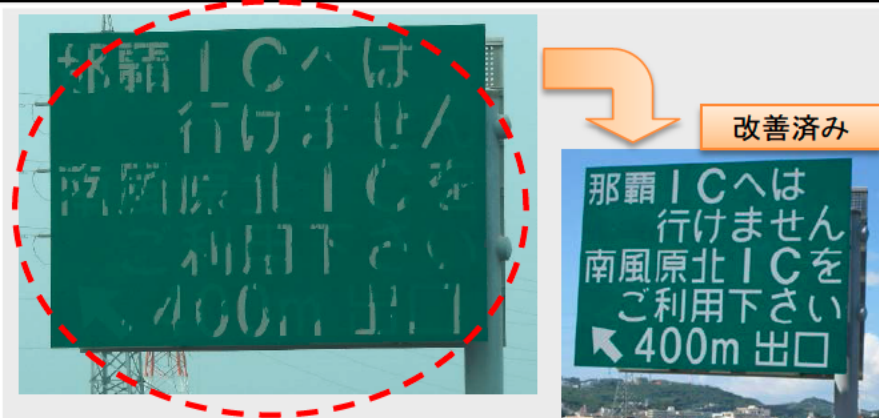
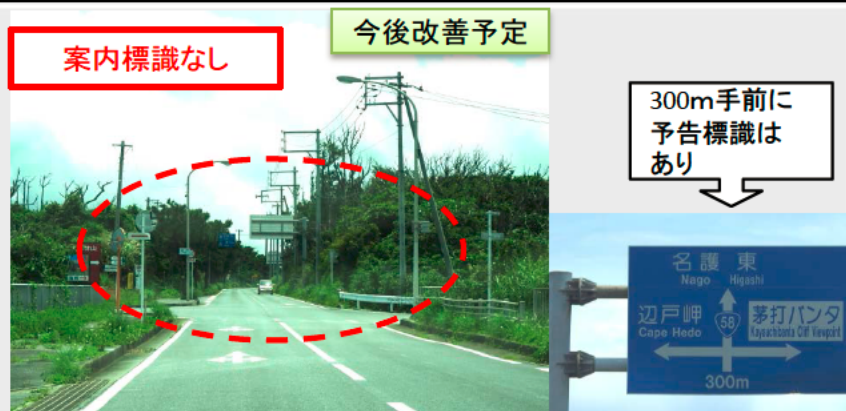


当事務所で指摘した主な事例④（道路標識の維持管理）

案内標識

【未設置】 国道58号(上り)と辺戸岬に向かう道路の交差点に案内標識がないため、通り過ぎるおそれがある。

【表示の薄れ】案内標識の表示が劣化により薄れ、目的地を示す文字等が視認し難い。



【表示内容に間違い】 同じ交差点の上り・下りにそれぞれ設置されている案内標識の距離が間違っ表示されている。



距離表示は「150m」とされているが、目的地まで実測すると「約400m」



当事務所で指摘した主な事例⑤（道路標識の維持管理）

警戒標識

【未設置】 国道330号（浦添バイパス）の上り車線において、合流地点手前に「合流交通あり」の警戒標識が設置されていない。



【表示の薄れ】 警戒標識（合流交通あり）の表示が劣化により薄れ、視認し難い。



【樹木で視認困難】 警戒標識（交差点あり）が、樹木の繁茂により隠れており、運転者から視認し難い。

